News Release

平成 22 年 10 月 8 日
消　　費　　者　　庁

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る関係施設への注意喚起及び関係事業者・団体への働き掛けについて

本日、消費者庁より、医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等について、関係施設への注意喚起を厚生労働省に対して、また、関係事業者・団体への働き掛けを経済産業省に対して、別添１及び２のとおり依頼しましたので、お知らせします。

問い合わせ先
消費者庁政策調整課
太齊、糸瀬
電話：03-3507-9261

別添１

消 政 調 第 １１０号
平 成 22年 10月 ８ 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長
水津　重三　殿
厚生労働省老健局振興課長
川又　竹男　殿
厚生労働省老健局老人保健課長
宇都宮　啓　殿
厚生労働省医政局総務課長
岩渕　　豊　殿

消費者庁政策調整課長
黒田　岳士

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む
事故等に係る施設管理者への注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

さて、本年９月６日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました（別紙参照）。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成４年から平成12 年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約 15ｃｍ、横が約 34ｃｍのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成 13 年 10 月から当該製品のすき間を埋めるためのＴ字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成 19 年５月）から、これまでに７件（死亡２件、重傷５件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故１件を含む。））発生しています。

また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計 37 件（死亡 15 件、重傷 22件）発生しています。

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、介護ベッド用手す

りについて、平成 22 年 10 月 1 日付けで各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう通知したところです。さらに、同様の医療・介護ベッド用手すりを配置している介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関に対しても注意を喚起する必要があると考えております。

つきましては、介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関に対し、都道府県と連携して、下記の事項を周知し、必要な指導を行っていただきますようお願いします。

記

施設管理者へのお願い

１．簡易部品の取付けなどにより事故防止の工夫をすること

平成21年３月に介護ベッド等の日本工業規格（ＪＩＳ）が改正され、頭部や首の挟み込み事故を防ぐための手すりのすき間の基準強化が図られていますが、これら改正に対応していない製品については、各製造事業者が、すき間を埋めるための部品を配布しています。

医療・介護ベッド上で予測できない行動をとる可能性がある利用者や、自力で危ない状態から回避することができない利用者のためには、事業者の配布する簡易部品の取付けを行うなどにより、その安全を確保することが必要です。このため、各施設において、ＪＩＳの改正に対応していないベッドについて、当該簡易部品が取り付けられているかどうかの確認を速やかに行ってください。

また、当該簡易部品が取り付けられていない場合には、簡易部品を取り付けるなどによりすき間を埋め、事故を防止するよう工夫してください。

特に、すき間に頭部などが入り込むおそれのある製品を使用している場合は、速やかに製造事業者に連絡し、簡易部品を入手した上で、必ず取り付けて使用してください。

２．取扱説明書等に記載されている注意事項を確認すること

医療・介護ベッド用手すりは、製品の性質上、身体に関わる全ての挟み込みリスクをゼロにすることは困難な状況です。同様の製品を配置している施設管理者は、取扱説明書、安全使用マニュアル（医療・介護ベッド安全普及協議会編集）等に記載されている注意事項を今一度、確認して、挟み込みのリスクを認識し、正しく使用してください。

３．可能な限り改正されたＪＩＳ対応製品を使用すること

使用者の安全の確保のため、可能な限り改正されたＪＩＳに対応した製品を使用してください。

４．製造事業者等への相談

製品の使用に際して、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に相談してください。

(参考)

医療・介護ベッド安全普及協議会　会員企業

・シーホネンス株式会社
　　電話　　　　　：　0120-20-1001
　　ホームページ：　http://www.seahonence.co.jp/
・パラマウントベッド株式会社
　　電話　　　　　：　0120-36-4803
　　ホームページ：　http://www.paramount.co.jp/
・株式会社プラッツ
　　電話　　　　　：　0120-77-3433
　　ホームページ：　http://www.platz-ltd.co.jp/
・フランスベッド株式会社
　　電話　　　　　：　0120-39-2824
　　ホームページ：　http://www.francebed.co.jp/
・株式会社モルテン
　　電話　　　　　：　03-3625-8510
　　ホームページ：　http://www.molten.co.jp/health
・株式会社ランダルコーポレーション
　　電話　　　　　：　048-475-3662
　　ホームページ：　http://www.lundal.co.jp/

以上

事故の概要

管理番号	A201000531
事故発生日	平成 22 年９月６日
報告受理日	平成 22 年９月 21 日
機種・型式	ＫＡ－０８９
事業者名	パラマウントベッド株式会社
被害状況	重傷１名
事故発生都道府県	神奈川県
事故内容	施設で介護ベッド用手すりの外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入った状態で発見され、骨折と診断された。 事故の原因については現在、調査中であるが、当該製品は、平成４年から平成 12 年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約 15ｃｍ、横が約 34ｃｍのすき間がある構造であった。そのため、同社は不意の動作により頭や手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成 13 年 10 月から当該製品のすき間を埋めるためのＴ字型の簡易部品を無償で配布していた。製造事業者は無償配布の案内を当該施設に対して度々行っていたが、施設では簡易部品の入手を行っていなかった。 なお、当該製品は、製造・出荷時の日本工業規格（ＪＩＳ）に適合している。

別添２

消 政 調 第 １１１号
平 成 22年 10月 ８ 日

経済産業省商務情報政策局製品安全課長
矢島　敬雅　殿

消費者庁政策調整課長
黒田　岳士

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む
事故等についての関係事業者・団体に対する働き掛けのお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

さて、本年９月６日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました（別紙参照）。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成４年から平成12 年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約 15ｃｍ、横が約 34ｃｍのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成 13 年 10 月から当該製品のすき間を埋めるためのＴ字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成 19 年５月）から、これまでに７件（死亡２件、重傷５件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故１件を含む。））発生しています。

また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計 37 件（死亡 15 件、重傷 22 件）発生しています。

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、介護ベッド用手すりについて、平成 22 年 10 月 1 日付けで各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への注意喚起を行うよう通知したところです。さらに、同様の医療・介護ベッド用手すりの製造・販売等を行っている事業者に対しても、対応をお願いする必要があると考えております。

つきましては、関係する事業者及び団体に対し、下記の取組みの実施を働き掛けていただきますようお願いします。

記

関係事業者・団体へのお願い

１．簡易部品の取付けなどによる事故防止の対応

平成21年３月に介護ベッド等の日本工業規格（ＪＩＳ）が改正され、頭部や首の挟み込み事故を防ぐための手すりのすき間の基準強化が図られています。これら改正に対応していない製品については、すき間を埋める部品が施設等において速やかに適正に取り付けられるよう、取付けの実情を施設管理者から把握し、取付けに当たって必要となる情報などを施設管理者に提供し、その適正な取付けを施設管理者に積極的に働き掛けるなどの事故防止策に取り組んでください。

２．製品の使用に関する注意事項の周知

製品の販売等を行う際には、消費者及び施設管理者に対して、手すりのすき間への頭や首、手足などの挟み込みをはじめとする製品の使用に伴うリスクを十分に説明してください。

３．改正されたＪＩＳ対応製品の普及促進

使用者の安全の確保のため、改正されたＪＩＳに対応した製品の普及促進に取り組んでください。

〈別紙〉

事故の概要

管理番号	A201000531
事故発生日	平成 22 年９月６日
報告受理日	平成 22 年９月 21 日
機種・型式	ＫＡ－０８９
事業者名	パラマウントベッド株式会社
被害状況	重傷１名
事故発生都道府県	神奈川県
事故内容	施設で介護ベッド用手すりの外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入った状態で発見され、骨折と診断された。 事故の原因については現在、調査中であるが、当該製品は、平成４年から平成 12 年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約 15ｃｍ、横が約 34ｃｍのすき間がある構造であった。そのため、同社は不意の動作により頭や手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成 13 年 10 月から当該製品のすき間を埋めるためのＴ字型の簡易部品を無償で配布していた。製造事業者は無償配布の案内を当該施設に対して度々行っていたが、施設では簡易部品の入手を行っていなかった。 なお、当該製品は、製造・出荷時の日本工業規格（ＪＩＳ）に適合している。